

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定理由

『建築基準法』、『都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素法」）』に定める認定基準及び『建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」）』に基づく省エネルギー性能基準がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正をするもの。

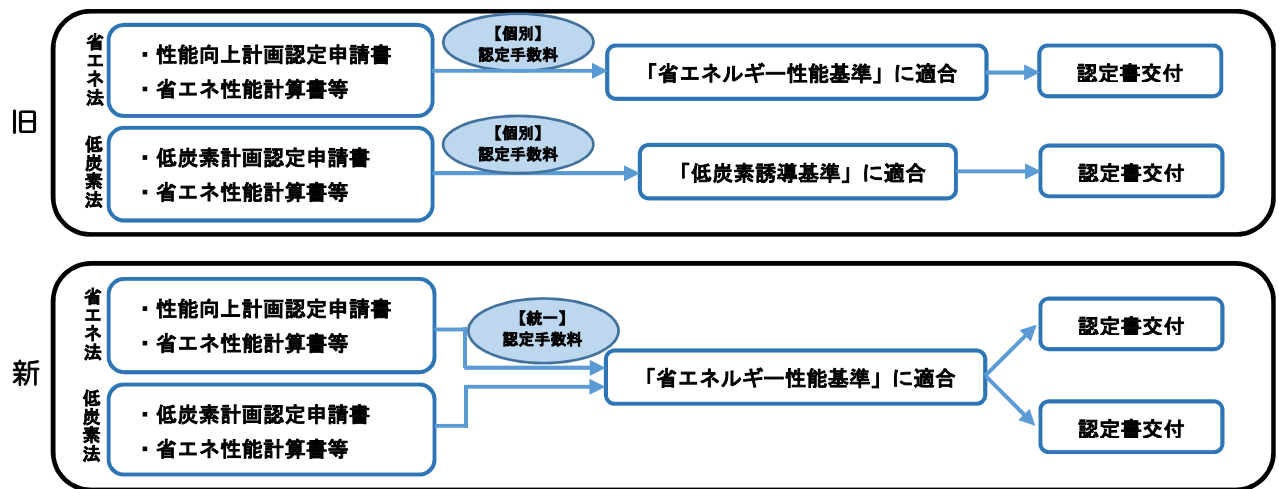
2 改正の内容

【①建築基準法改正による許可申請手数料等の追加】

主に省エネルギー性能の向上に資するための工事で一定の条件を満たす場合に、容積率、建蔽率、高さ等の制限に対する許可、認定が新設されたことに伴い、対象条項を追加する。

【②低炭素法に定める認定基準の統一化】

これまで「省エネ法」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定と「低炭素法」に基づく低炭素建築物新築等計画認定は、それぞれの法で定める基準に適合することが求められていたところ、「省エネ法」に基づく省エネルギー性能基準に統一されたことから、それぞれの認定手数料の適用範囲及び手数料額を統一する。



【③省エネルギー性能基準の改正】

住宅に係る省エネルギー性能の算定について、計算を不要とする誘導仕様基準が新たに設けられたことに伴い、認定手数料を追加するほか、引用条項等の整合を図るもの。

誘導仕様基準：あらかじめ省エネルギー性能が決められた建材等を組み合わせる場合、計算によらずに省エネルギー性能を有することが確認できる基準

3 施行期日

施行期日 公布の日から